様式第２（第22条関係）（平30経産環省令１・追加、令元経産環省令２・一部改正）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の14第３項の規定による身分証明書

写　　真

官職及び氏名

生 年 月 日

年　　月　　日発行

大　　臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第33条の14　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定の施行に必要な限度において、特別国際種事業者に対し、その特別国際種事業に関し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、その特別国際種事業を行うための施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　第１項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑹　略

⑺　第33条第１項（同条第２項及び第33条の５において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第33条の14第１項若しくは第２項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第１項若しくは第33条の14第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

⑻～⑿　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。